

## リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この事務取扱要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「先端設備等」とは産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第18項に規定する先端設備等であり、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）で定める機械及び装置、器具及び備品、<u>又は建物附属設備</u>のうち、別表1で掲げるものをいう。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。</p> <p>イ ～ ウ (略)</p> <p>カ 平成26年3月26日から<u>平成28年</u>3月31日までの期間に締結された契約であること。</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p>第4条 ～ 第30条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この事務取扱要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「先端設備等」とは産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第18項に規定する先端設備等であり、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）で定める機械及び装置、又は器具及び備品のうち、別表1で掲げるものをいう。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。</p> <p>イ ～ ウ (略)</p> <p>カ 平成26年3月26日から<u>平成27年</u>3月31日までの期間に締結された契約であること。</p> <p>(8) ～ (9) (略)</p> <p>第4条 ～ 第30条 (略)</p>

別表 1

種類	用途又は細目
機械及び装置	全て
器具及び備品	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。）が書き込まれたもの）
	放送用設備
	電話設備その他の通信機器
	試験又は測定機器
	医療機器
	上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せず（耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの）
<u>建物附属設備（※）</u>	<u>電気設備（照明設備を含む。）</u>
<u>（※）ただし、リース会社が 建物を所有していない 場合、構造上建物と一 体不可分と看做される ものは除く</u>	<u>給排水又は衛生設備及びガス設備</u>
	<u>冷房、暖房、通風又はボイラー設備</u>

別表 1

種類	用途又は細目
機械及び装置	全て
器具及び備品	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。）が書き込まれたもの）
	放送用設備
	電話設備その他の通信機器
	試験又は測定機器
	医療機器
	上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せず（耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの）

(様式第 1、2) (略)

(様式第 3) リース契約概要書

(略)

- 平成 26 年 3 月 26 日から 平成 28 年 3 月 31 日までの期間に締結されたリース契約であること。

(様式第 4～18) (略)

(様式第 1、2) (略)

(様式第 3) リース契約概要書

(略)

- 平成 26 年 3 月 26 日から 平成 27 年 3 月 31 日までの期間に締結されたリース契約であること。

(様式第 4～18) (略)